

事 務 連 絡
平成20年10月3日

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市
児 童 相 談 所 設 置 市 } 障害保健福祉主管課 御中
(障害者自立支援給付支払い等システム担当)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

障害者自立支援給付支払等システムに関するQ&A
(障害児施設給付費関係) について

日頃より、障害保健福祉行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。
さて、10月1日より、障害児施設給付費の電子請求システムによる請求受付を開始しておりますが、事業者からヘルプデスクへの問い合わせに対して、別添のような回答をしておりますので、各都道府県等におかれましてもご承知おき願います。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

システム係 堀内・水村・新坂

TEL : 03-5253-1111

(内線 : 3021)

FAX : 03-3502-0892

e-mail : syougaisystem@mhlw.go.jp

問 障害児施設給付の電子請求にあたり、「おやつ代」の請求はどのように行うべきか

(答)

入所者又は利用者の全員を対象に提供する「おやつ」については、契約において食事の内容とされている場合であって、「おやつ代」を含んだ食費の額が5万8千円を超えない場合についてのみ補足給付の対象となる。

なお、この場合の電子請求については、契約において食費に含んで料金を設定していれば、請求は可能となる。

但し、「おやつ代」を食費（朝食、昼食、夕食）とは独立させた契約を利用者としている障害児施設については、請求ができないため、平成20年10月からの障害児施設給付の電子請求にあたり、利用者に説明の上、「おやつ代」を食費に含んだ料金とするよう契約を変更し、電子請求を行われたい。なお、直ちに契約変更が困難な場合には、従来の方法により請求を行い、契約を変更した後、電子請求されたい。